

第1章 こども虐待をめぐる動向

1 法改正の動き

こども虐待に関わる事件は後を絶たず、全国の児童相談所における虐待相談対応件数は、集計を開始した平成2年度から増加の一途をたどっています。児童相談所による緊急かつ高度な専門的対応が求められる一方で、育児不安等を背景に身近な子育て相談へのニーズも増大していきました。こうした相談は、市町村の身近なネットワークによる対応が求められることから、平成16年の児童福祉法改正では、市町村も虐待通告先として位置づけられました。その後も、関係法令等が改正され、引き続きこどもの虐待防止対策の強化や支援体制の整備等が図られています。

ここでは、児童福祉法等の関係法令の改正経過と主な内容をまとめています。

■ 関係法令の改正経過と主な内容

- 平成12年5月 児童虐待防止法の成立
 - ・児童虐待の定義（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待）
 - ・住民の通告義務 等
- 平成16年10月 児童虐待防止法・児童福祉法の改正
 - ・児童虐待の定義の見直し（同居人による虐待を放置する事等も対象）
 - ・通告義務の範囲の拡大（虐待を受けたと思われる場合も対象）
 - ・市町村の役割の強化（相談対応を明確化し、虐待通告先に追加）
 - ・要保護児童対策地域協議会の法定化 等
- 平成20年3月 児童虐待防止法・児童福祉法の改正
 - ・国及び地方公共団体の責務の強化（医療の提供体制の整備、重大な被害を受けた事例の分析等の追加）
 - ・児童の安全確認等のための立入調査等の強化
 - ・保護者に対する面会・通信等の制限の強化
 - ・保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化
 - ・要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化 等
- 平成21年4月 児童福祉法の改正
 - ・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等の子育て支援事業の法定化及び努力義務化
 - ・要保護児童対策地域協議会の機能強化（協議対象を特に支援が必要である児童やそ

の保護者、妊婦に拡大。調整機関に一定の要件を満たす者を配置)

- ・里親制度の改正等家庭的養護の拡充 等

○ 平成 24 年 4 月 民法の改正

- ・親権停止（2 年以内）制度の新設
- ・親権喪失制度の要件見直し
- ・施設長等の権限と親権との関係の明確化
- ・複数の未成年後見人を選任することが可能となる 等

○ 平成 24 年 4 月 児童福祉法の改正

- ・親権停止及び管理権喪失の審判等について、児童相談所長の請求権付与
- ・施設長等が、児童の監護等に関し、その福祉のために必要な措置をとる場合には、親権者等はその措置を不当に妨げてはならないことを規定
- ・里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合の児童相談所長の親権代行を規定 等

○ 平成 28 年 5 月 児童福祉法の改正

- ・児童の福祉を保障するための原理の明確化
- ・家庭養育優先の理念等を規定
- ・親権者によるしつけを名目とした虐待の防止を明記
- ・子育て世代包括支援センターの法定化
- ・市区町村において児童等に対する必要な支援を行うための支援拠点の整備
- ・児童相談所の体制強化 等

○ 平成 29 年 6 月 児童虐待防止法・児童福祉法の改正

- ・虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与の強化
- ・家庭裁判所による一時保護の審査の導入
- ・体罰禁止を明記
- ・接近禁止命令を行うことができる場合の拡大 等

○ 令和 4 年 6 月 児童福祉法の改正

- ・子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し、包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置
- ・児童の意見聴取等の仕組みの整備 等

○ 令和 4 年 1 2 月 民法の改正

- ・懲戒権に関する規定を削除
- ・監護・教育において子の人格の尊重等を旨とする規定を新設

2 本市の取組

- 平成 20 年 4 月、子育てしやすく、こどもたちの健やかな成長を見守る環境づくりに一体的かつ総合的に取り組むために子ども未来局を創設し、要保護児童対策室（児童相談所の開設準備、こども虐待の防止等）、熊本市総合保健福祉センター（ウェルパルクまもと）に子ども総合相談室（育児、成長発達、不登校などこどもに関する相談、子ども・若者総合相談センター）、子ども発達支援センター（発達に関する相談、初期の療育等）を設置しました。
- 平成 22 年 4 月、こども虐待対応に関する専門の機関として熊本市児童相談所を開設、平成 24 年 4 月には本市の政令指定都市移行とともに、各区に保健子ども課が新設され、要保護児童対応を専任とするチームを設置しました。
- 平成 28 年 4 月、同チームを「児童支援班」に改編し、体制を強化しました。児童支援班は、こども虐待のハイリスク者や要保護児童等に関する他機関との情報共有、訪問等のアプローチなど、これまで母子保健で培ったスキルを虐待予防に活用し支援を実施してきました。また、同年からは、妊産婦や乳幼児等に対して、切れ目ない支援を提供するために「子育て世帯包括支援センター」を設置し、妊産婦・乳幼児等の状況把握、専門家による相談対応、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整を行ってきました。その他、保健子ども課内では、児童支援班の他、妊婦健診を主に担当する健康増進班、校区担当保健師が地域の母子保健活動を担当する地域健康班、子ども医療費・児童手当・児童扶養手当・保育所入所手続き等を行う子ども班を設置しており、これまで幅広い行政情報を活用しながら支援を行ってきました。
- 令和 2 年 4 月、こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担うため、児童支援班のさらなる体制強化を行い、各保健子ども課に「子ども家庭総合支援拠点」を設置しました。合わせて、地域のこども、家庭の福祉の向上を図ることを目的として「児童家庭支援センター」を設置し、こどもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、区役所の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助等を行っています。その他、保護を要するこども又はその保護者に対する指導を行うとともに、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等、総合的な取組を行っています。
- 令和 5 年 4 月、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神にのっとり、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ること

ができる社会の実現を目的にこども基本法が公布されました。本市においても家庭や地域とともに切れ目のなく子育てを支援し、こどもの最善の利益を確保することを目的として「こども局」が創設されました。また、同法の中で、『「こども」とは、心身の発達の過程にある者』と新たに定義されたことを受け、市の組織や公の施設、会議体等の名称等に使用されている「子ども」「子供」の表記についても「こども」へ統一されました。

- 令和 6 年 4 月、令和 4 年児童福祉法改正を受けて、保健こども課内に「こども家庭センター」を設置しました。これまで同課内に設置していた「子育て世代包括支援センター（母子保健）」と「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」が有してきた機能を引き続き活かしながらも、より一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施するため、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、漏れなく対応することを目的としています。

第2章 こども虐待の基本的理解

1 こども虐待とは

虐待は、こどもの心身の成長及び人格形成に重大な影響を与える、こどもに対する最も重大な権利侵害になります。虐待の対応に際しては、常にこうした認識に立ち、「こどもの権利擁護」を図るよう努めることが求められます。保護者の意図の如何によらず、こどもの立場から、こどもの安全と健全な育成が図られているかどうかに着目して判断すべきです。たとえ、保護者が子育てに一生懸命であったとしてもこども側にとって有害な行為であれば虐待になります。

また、令和4年に改正された民法において、① 親権者による懲戒権の規定を削除するとともに（民法822条）、② 親権者は、子の人格を尊重するとともに、子の年齢及び発達の程度に配慮しなければならない、かつ、体罰等の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないものとする（民法821条）と規定されたことにも留意することが必要です。

（1）こども虐待の定義

児童虐待防止法においては、殴る、蹴るなどの身体的暴行や、性的暴行によるものだけでなく、心理的虐待やネグレクトも含むものであることを明確に定義しています。

児童虐待防止法（令和4年法律第104号）

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

虐待の種類は概ね次の4タイプに分類されますが、多くの事例においては、いくつかのタイプの虐待が複合していることに注意しなければなりません。

	具体的な例
身体的虐待	打撲傷、あざ（内出血）、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、溺れさせる、意図的に病気にさせるなどの行為など。
性的虐待	こどもへの性交、性的行為の強要（教唆を含む）。こどもに性器や性交を見せる。こどもをポルノグラフィーの被写体にするなどの行為など。
ネグレクト	食事を与えない、ひどく不潔にする、家や車に放置する、病気なのに病院に連れて行かない、こどもの意思に反して学校等に登校させない、こどもが学校等に登校するように促すなどのこどもに教育を保障する努力をしない、こどもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）、祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人や自宅に出入りする第三者が身体的虐待、性的虐待、心理的虐待の行為を行っているにもかかわらず、それを放置するなど。 ※親がパチンコに熱中したり、買い物をしたりするなどの間、乳幼児等の低年齢のこどもを自動車の中に放置し、熱中症でこどもが死亡したり、誘拐されたり、乳幼児等の低年齢のこどもだけを家に残したために火災でこどもが焼死したりする事件も、ネグレクトという虐待の結果であることに留意。
心理的虐待	極端に無視する、言葉で傷つける、他のきょうだいと差別する、心に不安やおびえを与える、こどもの前で夫婦間暴力（DV）を行うなど、精神的苦痛をあたえること。配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言、こどものきょうだいに、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待を行うなど。

また、虐待よりも広義で、大人からこどもに対する避けたい関わりとして「maltreatment マルトリートメント」という言葉が使われることもあります。

（２）「保護者」及び「監護する」の解釈

児童虐待防止法第2条では、保護者による虐待が定義されていますが、ここでいう「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護、保護している者をいいます。そのため、親権者や未成年後見人であっても、こどもの養育を他人に委ねている場合は保護者ではありません。また親権者や未成年後見

人でなくても、例えば、こどもの母親と内縁関係にある者も、こどもを現実に監護、保護している場合には保護者に該当します。こどもが入所している児童福祉施設の長又はこどもの委託を受けた里親も、こどもを現に監護している者であり、「保護者」に該当します。

「現に監護する」とは、必ずしも、こどもと同居しなくともよいですが、少なくともそのこどもの所在、動静を知り、客観的にその監護の状態が継続していると認められ、また、保護者たるべき者が監護を行う意思があると推定されるものでなければなりません。

(3) こどもに対する虐待の禁止

児童虐待防止法の第3条では、「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」ことが規定されています。ここでいう「虐待」とは、第2条で規定されている保護者による虐待のみならず、幅広くこどもの福祉を害する行為や不作為を含むものになります。

何人もこどもに対する様々な虐待行為（児童福祉法第34条や児童買春・ポルノ禁止法に掲げる禁止事項や、暴力罪、傷害罪、保護責任者遺棄罪、強制わいせつ罪等は当然含まれる。）をしてはならないことが規定されています。

なお、保護者以外の者から虐待を受けているこどもについても、保護者がそれを放置した場合も、その保護者によるネグレクトとして、児童虐待防止法にいう虐待に該当し、同法に基づく通告および保護の対象になります。

2 こども虐待の要因

虐待には、様々なタイプがあり、身体的、情緒的、社会的、経済的な要因等が複雑に絡み合っており、起こると考えられています。個々のケースによっても特徴が異なりますが、それらの要因が複合したときに、虐待へと発展しやすくなるといわれています。

こどもの養育環境が危機的状況にあるのか又はリスク要因がどの程度なのかなどを見極めることが重要です。しかし、それらの要因があるからといって必ずしも虐待につながるわけではありません。適切に判断するためには、リスク要因とともに虐待を発生させることを防ぐことにもなる家族のストレングス（強み）とのバランスを意識してアセスメントすることが重要です。とりわけ、近年の虐待の発生要因は、家族形態の変化、地域のコミュニティからの孤立又は経済的な不安・不況等の世相が加わった生きづらさの表れであると指摘されています。

従って、特別な家族の問題ということではなく、「いつでもどこでも誰にでも」起こりうるものとして捉えられます。

	具体的な例
保護者側の リスク要因	・妊娠そのものの受容が難しい（望まない妊娠） ・若年の妊娠 ・こどもへの愛着形成が十分に行われていない（妊娠中に早産等何らかの問題が発生したことで胎児への受容に影響がある。こどもの長期入院など） ・マタニティブルーズや産後うつ病等精神的に不安定な状況 ・性格が攻撃的・衝動的、あるいはパーソナリティ症 ・精神障害、知的障害、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存等 ・保護者の被虐待経験 ・育児に対する不安（保護者が未熟等）、育児の知識や技術の不足 ・体罰容認などの暴力への親和性 ・特異な育児観、脅迫的な育児、こどもの発達を無視した過度な要求など
こども側の リスク要因	・乳児期のこども ・未熟児、障がい児、多胎児 ・保護者にとって何らかの育てにくさを持っているこども など
養育環境の リスク要因	・経済的に不安定な家庭 ・親族や地域社会から孤立した家庭 ・未婚を含むひとり親家庭 ・内縁者や同居人がいる家庭 ・子連れの再婚家庭 ・転居を繰り返す家庭 ・保護者の不安定な就労や転職の繰り返し ・夫婦の不和や配偶者からの暴力（DV）等不安定な状況にある家庭など
その他虐待 のリスクが 高いと想定 される場合	・妊娠の届出が遅い、親子（母子）健康手帳未交付、妊婦健康診査未受診、乳幼児健康診査未受診 ・飛び込み出産、医師や助産師の立ち合いがない自宅等での分娩 ・きょうだいへの虐待歴 ・関係機関からの支援拒否 など

繰り返しになりますが、虐待は子どもに対するもっとも重大な人権侵害となります。その影響は、虐待を受けていた期間、虐待の態様、子どもの年齢や性格等によりさまざまですが、子どもの心身に深い影響を残し、その回復のためには長時間の治療やケアが必要となる場合があります。

（１）身体的影響

- ・ 打撲、切創、熱傷など外から見てわかる傷、骨折、鼓膜穿孔、頭蓋内出血などの外から見えない傷、栄養障害や体重増加不良、低身長などが見られます。
- ・ 愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果、成長不全を呈することもあり、こうした子どもは、一時保護された後の短期間で大幅な身長伸びや体重増加を示すことがあります（キャッチアップ現象）。
- ・ 身体的虐待が重篤な場合には、死に至ったり、重い障がいが残る可能性があります。

（２）知的発達面への影響

- ・ 安心できない環境で生活することにより、落ち着いて学習に向かうことができなかったり、ネグレクトの状態では養育されることで、学校への登校もままならない場合があります、もともとの能力に比しても知的な発達が十分に得られないことがあります。
- ・ 保護者が子どもの知的発達にとって必要なやりとりを行わなかったり、逆に年齢や発達レベルにそぐわない過大な要求をする場合には、その結果として子どもの知的発達を阻害してしまうことがあります。

（３）心理的影響

（ア）対人関係の障害

子どもにとって最も安心を与えられる存在であるはずの保護者から虐待を受けることにより、子どもは欲求を適切に満たされることのない状態となり、そのために、子どもは、愛着対象（保護者）との基本的な信頼関係を構築することができなくなり、結果として他人を信頼し愛着関係を形成することが困難となり、対人関係における問題を生じることがあります。

（イ）低い自己評価

子どもは、自分が悪いから虐待されるのだと思ったり、自分は愛情を受けるに値する存在ではないと感じたりすることがあり、そのため自己に対する評価が低下し、自己肯定感を持てない状態となることがあります。

（ウ）行動コントロールの問題

保護者からの暴力を受けたこどもは、暴力で問題を解決することを学習し、学校や地域で粗暴な行動をとるようになることがあります。そのために攻撃的・衝動的な行動をとったり、欲求のままに行動する場合があります。

（エ）多動

虐待的な環境で養育されることは、こどもを刺激に対して過敏にさせることがあり、そのために落ち着きのない行動をとるようになることがあります。ADHD（注意欠陥・多動症）に似た症状を示すため、その鑑別が必要となる場合があります。

（オ）心的外傷後ストレス症

受けた心の傷（トラウマ）は適切な治療を受けないまま放置されると将来にわたって心的外傷後ストレス症（PTSD）として残り、思春期等にいたって問題行動として出現する場合があります。

（カ）偽成熟性

大人の顔色を見ながら生活することから、大人の欲求にしたがって先取りした行動をとるような場合があります。さらには、精神的に不安定な保護者に代わって、大人としての役割分担を果たさなければならないようなこともあり、ある面では大人びた行動をとることがあります。一見よくできたこどもに思える一方で、思春期等に問題が表出してくることもあります。

（キ）精神的症状

反復性のトラウマにより、精神的に病的な症状を呈することがあります。例えば、記憶障害や意識がもうろうとした状態、離人感等が見られることがあり、さらには強い防衛機制としての解離が発現し、まれには解離性同一性症に発展する場合があります。

また、こどもにとって「安全・安心」が守られていない環境は、将来にわたってこどもの心や体の健康を損なう可能性があることが科学的にも証明されています。

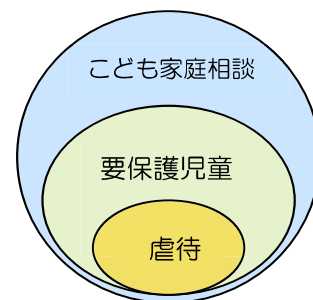
第3章 要保護児童対策地域協議会について

1 要保護児童とは

児童福祉法第6条の3第8項に規定する「要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）」であり、虐待を受けたこどもに限らず、非行児童、不登校児童なども含まれます。

また、後述する要保護児童対策地域協議会では、「要保護児童」の他、「要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）」と「特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）」を合わせて、「支援対象児童等」とし、支援の対象としています。

ここでいう「児童」とは、18歳未満のすべてのこどもを指します。なお、法令等においては、年少者を表すものとして、新生児・乳幼児・児童・生徒・学生等その定義や対象年齢は各法令等によって様々であり、これまで特段の定義がなされていませんでしたが、令和4年（2022年）6月に公布された「こども基本法」において、『こども』とは、心身の発達の過程にある者」と新たに定義されたことを受けて、本ガイドブックでも法令の規定以外は「こども」と表記します。



2 熊本市要保護児童対策地域協議会

（1）設立主旨

虐待を受けているこどもの早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関がそのこどもや保護者等に関する情報や考え方を共有し、きめ細かな連携の下で対応していくことが重要になります。そのため、平成16年の児童福祉法改正により、多数の関係機関の円滑な連携・協力を確保するために、虐待を受けたこどもをはじめとする要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行う「要保護児童対策地域協議会」が法的に位置づけられました。

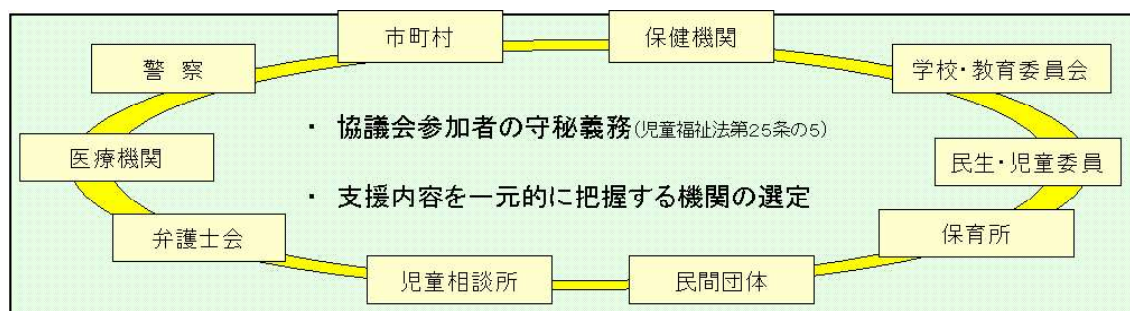
本市においても、平成18年6月に「熊本市要保護児童対策地域協議会」（以下「要対協」という。）を設置し、児童福祉法第25条の2第4項の規定により、こども家庭福祉課は市全体の「調整機関」として、代表者会議の事務局及び関係機関との連絡調整に努めています。また、区保健こども課（以下、「区」という。）は実質的な要対協の調整機関として、各区の支援対象児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関の調整を行い、関係機関と情報や援助方針を共有しながら支援につなげています。

(2) 構成機関

要対協の構成機関（者）は児福法第 25 条の 2 第 1 項に規定する「関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者」であり、本市においても下の図に示されている機関等によって構成されています。ただし、これに限らず、実情に応じて幅広く参加させることが可能です。

図 要保護児童対策地域協議会の運営のイメージ

引用：要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）スタートアップマニュアル



(3) 運 営

要対協は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行います（児童福祉法第 25 条の 2 第 2 項）。

(4) 要保護児童対策地域協議会の構成員の守秘義務について

要対協は、保護を要することも等に関する情報の交換や支援の内容に関する協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができるとされています（児童福祉法第 25 条の 3）。

要対協の構成員以外の関係機関等と要対協の構成員の間で双方向の情報の交換等を行うことが見込まれる場合には、協力要請時に、守秘義務が課せられる要対協の構成員となることについても要請します。なお、医師や地方公務員等については、他の法令により守秘義務が課せられていますが、要保護児童の適切な保護を図るために、この規定に基づき情報を提供する場合には、基本的にはこれらの法令による守秘義務に反することとはならないものと考えられます。

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）においては、本人の同意を得ない限り、①あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないとともに、②第三者に個人データを提供してはなら

ないこととされています（同法第 16 条及び第 23 条）。

しかしながら、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされており、要対協の構成員が、児童福祉法第 25 条の 3 に基づく協力要請に応じる場合は、この「法令に基づく場合」に該当するものであり、個人情報保護法に違反することにはなりません。

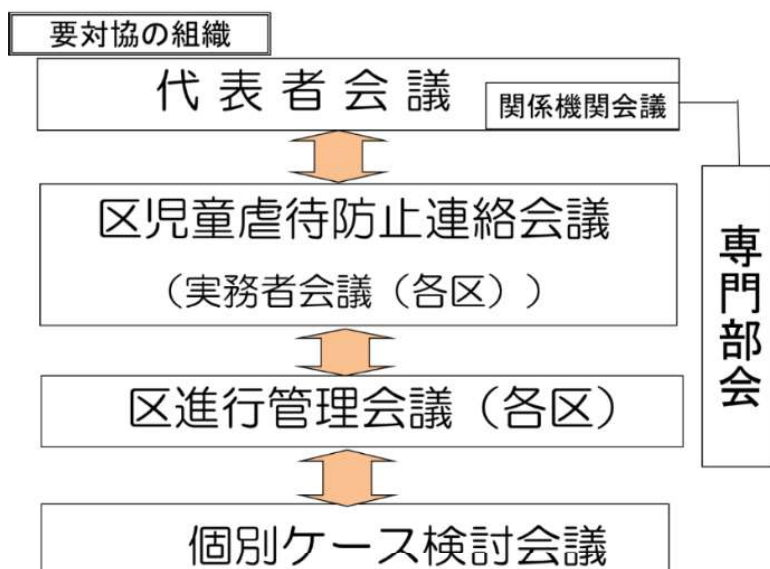
要対協の取り扱う情報に関する法的位置付け

- 要対協の構成機関内における情報共有は、守秘義務違反にならない。（児童福祉法第 25 条の 2 第 2 項）
- 要対協は必要に応じて、要対協に構成されていない機関等に対しても、資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。（児童福祉法第 25 条の 3）
- 要対協の構成員は要対協で知り得た情報を漏らしてはいけない。（児童福祉法第 25 条の 5）
- 守秘義務に反し、秘密を漏らした場合には、1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金。（児童福祉法第 61 条の 3）

3 熊本市要保護児童対策地域協議会の仕組み

（1）組織

要対協は、代表者会議、区児童虐待防止連絡会議（実務者会議）、区進行管理会議及び個別ケース検討会議によって組織されています。また、要対協には専門部会を置くこともできます。



（２）代表者会議（熊本市要保護児童対策地域協議会要綱第７条）

要対協の構成機関等の代表者で構成し、要保護児童等への支援活動が円滑に機能するよう、年に１回以上開催し、要保護児童等の支援に関するシステムや要対協の年間活動方針等について協議します。構成機関の代表者は、要対協の運営が円滑に機能するよう、情報提供や研修等を実施する等構成員の理解の増進に努めてください。代表者会議の事務は、こども家庭福祉課が担当します。

（３）区児童虐待防止連絡会議（実務者会議）（同要綱第８条）

要対協の構成機関等の各区実務担当者で構成し、定例的な情報交換や困難な事例への対応の検討、各区の活動方針に関する協議、研修等を実施します。区児童虐待防止連絡会議（実務者会議）は、区ごとに開催し、各区で年に１回以上開催します。区児童虐待防止連絡会議（実務者会議）の事務は、区保健こども課（以下、区という。）が担当します。

（４）区進行管理会議（同要綱第９条）

各区において受理した、区内の全ての支援対象児童等ケースについて、ケースの見落としを防ぎ、幅広い観点から多角的に見立てることを目的とした進行管理を行う会議を定期的（１ケースにつき３か月ごと）に開催します。区進行管理会議の事務は、区が担当します。

（５）個別ケース検討会議（同要綱第１０条）

個別のケースについて、そのケースに直接関わりのある関係機関及び今後関わる可能性のある関係機関の担当者と構成し、ケースに対する具体的な支援の内容等を検討します。

① 開催時期

- ・ケースに対応している機関が「単独機関では対応困難」と判断した時
- ・ケースが複雑で多機関の連携が必要と判断した時
- ・改善が見られない時

② 参加機関

- ・ケースに直接関わっている関係機関（者）、以前ケースに関係し、今後、事例との関わりを持つ可能性がある機関（者）

③ 召集方法

- ・ケースの主担当機関となる区又は児童相談所が主催します。いつ・どこで・どの機関を召集するのかを主担当機関が事前に検討し、参加が必要と思われる機関を召集します。各構成機関で個別ケース検討会議開催についての意見がまとまらない場合は、ケースの主担当が機関調整を行います。

- ・ 援助機関等は、事前に連絡窓口の担当者を決めておきます。

④ 会議の流れ

- ・ 会議では、情報を共有し、連携して組織的かつ継続的に対応します。

<参考>

個別ケース検討会議の流れ（初回）		
会議のステップ	内 容	留 意 事 項
ステップ1 開会	① 司会者があいさつ ・ 相談通告の受理、会議開催までの説明 ・ 資料の説明 ・ 会議の流れと時間の確認 ・ 守秘義務の確認 ② 出席者の紹介	◇ 守秘義務、資料の取扱いについて確認
ステップ2 情報共有	③ これまでの経過について各関係機関から報告 ・ 関係機関からの追加説明 ・ ケース理解のための質疑応答等	◇ 新たに加わった情報や状況の変化を整理する ◇ それぞれの情報がどのように関連しているか現状を正確に捉える ◇ 世帯の強みにも注意する
ステップ3 課題の明確化	④ 状況の明確化と共有 ・ 検討内容を焦点化する ・ 質疑応答 ・ 課題が何か再度検討していく ・ 世帯の強み及び課題、目標を確認し決定する	◇ これまでの支援を振り返り（評価）しながら課題・論点を整理する ◇ 原因究明よりも現実的な解決に向けた検討を中心とする
ステップ4 対応と役割分担	⑤ リスク軽減のためのアプローチの検討 ・ どういったことから、問題が軽減されるか ・ もっとも実現できそうなものは何か ・ 優先順位、短期目標、長期目標は何か ・ 援助方針の決定 ⑥ 利用できる強みや社会資源についての検討	◇ 課題としてあげられたことについて、どの機関が何を目的に対応するか明らかにする ◇ できるだけ課題は具体的にし、必要に応じて方法と期限も設定する ◇ 会議の場以外でも、定期的に情報を交換する

	⑦ 役割分担の確認 ・主担当機関及び主援助機関の確認 ・各機関の役割の確認	
ステップ5 今後の援助方針 の確認	⑧ 今後の支援の確認 ・会議の決定事項の確認 ・情報集約及び緊急対応の連絡先の確認 ⑨ 次回の会議開催（の目安）の決定	◇終了に向けての段階に入ったことを告げ、追加発言等あるか確認 ◇記録した決定事項について求めに応じて後日清書を関係機関に提供する
ステップ6 役割分担の 再確認 （会議終了後）	⑩ 記録の作成、課内報告（主担当機関） ・会議録を作成し、決裁 ⑪ 役割分担表の配布 ・「個別ケース検討会議役割分担表〈資料編P1〉」を作成し、主担当機関が参加機関へ配布	◇主担当機関の変更、援助機関の役割等について、役割分担表に具体的に記載し、参加機関は、再度役割分担を確認する。